

エバーニュース

EVER NEWS

vol.10 平成27年1月18日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 道路について
- 無料相談会のご案内
- [連載] 事業承継について
- 料金のご案内／事務所のご案内



道路について

第10回は道路について述べます。

道路に関して法律上よく問題になるのは、私道の通行権と建築確認における接道義務の問題です。

私道を利用する通行権については、生活に関わるため、その通行の可否は重要な問題となります。長年に「道」として多くの方が利用してきたのであれば、その「道」を所有する方にとっては「道」として利用させる事実上の義務が生じているともいえ、通行を遮断することは権利濫用になります。法律でも通行権として「権利」を認めているものがあります。たとえば、土地を分筆した結果、通路に直接通じない道が生じた場合などは、民法でも通行権を認めております。ただ、そのような場合でも、「通行」がどの範囲まで、あるいはどのような通行の仕方まで認められるかは個々のケースによります。たとえば、路地のような徒歩での通行のみが許されてきた「道」に、自動車での通行が認められるかといえば、通行の必要性、周辺の土地の状況、通行による不利益を考慮する必要があり、通行権があるからといって、常に自動車での通行まで認められるわけではありません。また、通行の幅もこれまで「道」として利用されてきた実態が重視されます。次に述べる接道義務に関連して通行の幅が主張される場合がありますが、「通行権」の問題と「接道義務」とは別問題です。

「接道義務」とは、建物を建築するときの確認申請の際に、基本的に、4m以上の幅員の道路に建築敷地が2m以上接するよう求められる建築基準法上の義務のことを指します。緊急時の避難経路や緊急車両の通行のために最低でも2mの出入口は確保する必要があるというのがその理由です。もっとも、建築基準法制定前からあった狭い道路などもありますので、法は道路としてみなす場合や、道路としての位置の指定を受ける方法によって接道義務を満たす場合などを定めております。

分譲地の場合などに、通路部分を共有で持ち合ったり（持分として登記）、通路部分を分筆して各自が所有する場合があります。このような場合に、接道義務の問題も複雑になりますが、各自治体の取扱いにも注意が必要です。

INFORMATION

無料相談会のご案内

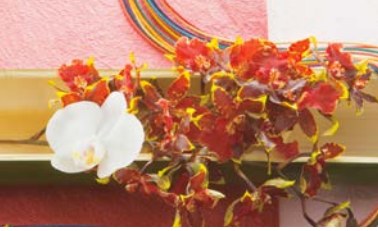
平成27年1月27日(火)、2月5日(木) のいずれも
午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で
無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえ
お越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所の
ホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



事業者の方へ 事業承継について

今回は事業承継について概要を述べたいと思います。

中小企業のオーナー社長にとって、会社の存続・引継の問題は大きな問題です。ご子息に会社を承継させることもあるでしょうが、会社を支えてきた従業員に承継させる場合もあるでしょう。いずれにしても後継者の教育・会社の株式及び資産の整理が必要です。

まず、事業承継計画を作成し、経営、法律、税務など各方面から検討する必要があります。法律的な点から大きく分けると、①株式の移転の問題、②会社とオーナー個人資産の整理（区別）の問題、③会社の資産評価の問題などがあります。

①については、承継者が推定相続人か、それ以外の方かによって対処方法も異なります。推定相続人の場合には主に相続・贈与（遺贈）・売買を利用することができますし、それ以外の場合には贈与（遺贈）か売買となります。相続や贈与については後で述べる納税猶予制度が利用できます。ただ贈与や遺贈の場合には、他の相続人から遺留分減殺請求権（バックナンバー参照）を行使される可能性がありますので、その対策として民法上の特例措置（遺留分除外合意や株式評価額固定の合意）を検討する必要があります。

売買による移転は、従業員のオーナー社長からの株式買取や、第三者のいわゆるM&A（合併又は買収）があります。合併、会社分割（税制適格分割の活用）、事業譲渡、株式の交換・移転・譲渡などいくつかの方法があります。売買の場合は③の資産の評価と買取資金の検討が必要です。

自社株が分散してしまいますと承継も大変になります。予め株式の集中や分散防止のため、定款変更による、株式の譲渡制限、相続人に対する売渡請求、議決権制限株式や拒否権付の株式（黄金株）の創設などの対策を検討しておく必要があります。

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度が平成20年10月から施行され事業承継を後押しする制度として開始されました。しかし、なかなか利用しにくい部分もあり、利用件数も伸び悩んでおりました。今回改正され（平成27年1月1日施行）、たとえば、親族外への承継も対象になったことや、贈与者が代表権を有しないという要件などいくつかの要件が緩和されました。事業承継には税務も重要なので税理士の方々の協力も必要です。

各制度の詳細については今後触れていきたいと思います。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度



- エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

* 執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

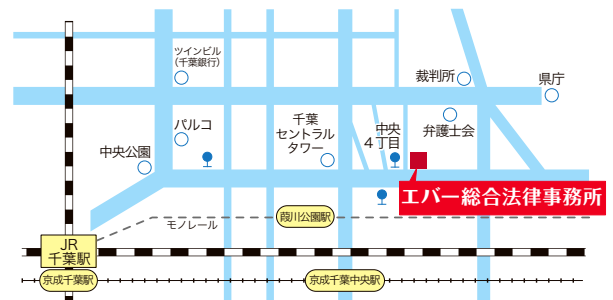
午前9時より午後6時まで

* なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。